我が家は無償化の対象？

スタート

お子様の年齢は？
２０２６年４月１日時点

０～２歳児

あなたの世帯は住民税非課税ですか？

はい

お子さまが通っているのは、どの施設ですか？

保育園

保育料が無料になります。

認可外 (※1)

保育の必要性の認定（※2）を受けている場合、利用料が月額 45,700 円まで無償になります。

いいえ

３歳児クラスからが対象となります。

満３歳で幼稚園を利用している方

幼稚園

利用料が無料になります。

３～５歳児

現在お子様が利用している施設はどれですか？

保育園

利用料が無料になります。

認可外 (※1)

保育の必要性の認定（※2）を受けている場合、利用料が月額 40,300 円まで無償

幼稚園 ＋ 預かり保育

保育の必要性の認定（※2）を受けている場合、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額 12,300 円まで無償になります。

※満３歳利用は対象外。

※満３歳非課税世帯のみ 17,700 円まで。

ポイント

利用施設を通じて、市役所に無償化の**申請が必要**です。

市役所

●子どもが２人以上の世帯の負担軽減の観点から、**幼稚園・保育所を利用する最年長の子どもを第１子とカウント**して、０～２歳児までの第２子は半額、第３子以降は無料となります。（※保育園児）

●**通園送迎費、食材料費、行事費等**は、これまでどおり**保護者の負担**になります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちと、第３子以降の子ども達（幼稚園は小学校３年生児童、保育園は就学前児童からカウント）については、**副食（おかず・おやつ等）の費用が免除**されます。

●就学前の障がい児の発達支援を利用する子ども達についても、**３～５歳児までの利用料が無償化**されます。

※1　認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

※2　認定要件については、保護者の就労など、保育所利用と同等の要件がありますので、詳しくは利用施設または市こども課(℡：0162-23-6530)までお問い合わせください。